

令和6年度 償却資産申告について

市内に事業用資産を所有している法人または個人事業者は、毎年1月1日現在の償却資産所有状況を市長に申告することが義務づけられています。

令和6年1月1日現在で、市内に所有しているすべての資産を申告してください。

申告が必要な人＝○令和6年1月1日現在、市内で事業をしている法人または個人

○令和6年1月1日現在、市内の事業者に事業用資産を貸し付けている法人または個人

提出期限＝令和6年1月31日(水)

提出方法＝郵送または直接、税務課(市役所 2階23番窓口)へ

eLTAXでも提出できます

※申告用紙・申告の手引き・制度詳細等は市のホームページからダウンロード、確認できます。



【市ホームページ】

●固定資産税(償却資産)について

申告義務者＝地方税法第383条の規定により、1月1日現在における償却資産の所有者は申告義務があります

免税点＝課税標準額が150万円未満の場合は課税されませんが、150万円未満であっても申告は必要です

税額＝課税標準額に税率(1.4%)を乗じた額です

申告調査について＝未申告の場合や申告内容の確認のために地方税法第353条および第408条に基づいて申告義務者に問い合わせや資料提供の依頼を行っています

申告調査について、ご理解・ご協力をお願いします

問合せ＝税務課 固定資産税第2係(内線284・285)



新型コロナワクチンの接種について

無料での接種は令和6年3月31日(日)(予定)で終了します。接種をお考えの人はお急ぎください。特に5歳未満の1回目接種はできるだけ年内にお済ませください。

	追加接種	初回接種
対象者	初回接種を完了したすべての人	生後6か月以上で未接種の人
接種期間・回数	9月20日～令和6年3月31日に1回	一定の間隔をあけて2回(6か月～4歳の人は3回)
接種場所	実施医療機関	
費用	無料(令和6年3月31日まで)	
接種券	お持ちでない人はホームページまたは電話でお申し込みください	



問合せ＝コールセンター(☎59-0567)

(保健センター)